e-ラーニングによるコンプライアンス研修「体罰の防止」

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

e-ラーニングによるコンプライアンス研修は所属のパソコンで行う研修です。インターネッ トに接続するパソコンが利用できない場合には、この研修資料を用いて研修を行ってくださ い。また、研修内容の復習や確認のために活用いただいても結構です。

1

コンプライアンス研修

■体罰の防止/はじめに

体罰とは

徳島県教育委員会コンプライアンス推進率

研修デーマ

■体罰の防止

はじめに

- 体罰の実態
- 体罰禁止の法令等
- 事例がは学業
- 教職員の懲戒
- 体罰のない学校を目指して

この棚は目次です。

らず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教職員や 学校への信頼を失墜させる行為です。

体罰により正常な倫理観を養うことはできず、むしる児童 生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行 為などの連鎖を生む恐れもあります。

体罰は、重大な人権侵害であり、違法行為であるのみな

しかしながら、昨年度、大阪市の事件をきっかけに実施さ れた体罰実態調査では、いまだに多くの学校で体罰が見ら れることが明らかになっています。

■ コラム御を読み、同じお答えくだをい。

この間は、本文です。資料やグラフ、事例などが表示されます。資料等をよく 読んで、コラム欄の質問にお答えください。

今回のeーラーニングによるコンプラ イアンス研修は、すべての学校が、体 罰のない信頼をれる学校となること を願い。「体罰の防止」をテーマにと りあげました。

最後まで、しっかり研修に取り組ん でいただきますようお願いします。

ここは,コラム棚です。本文の資料 の解説が表示されますのでお読みく ださい。また、賢問が表示され、1。 2,3,4の選択肢が示されますので 正しい(あてはまる)ものを選んで(だ

▶ 次のページ

2

コンプライアンス研修

■体罰の防止/体罰の実態

徹島果教育委員会コンプライアンス推進率

研修テーマ

■体罰の防止

供的折信

体罰の実態

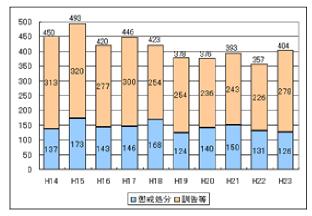
体罰禁止の法令等

事例から学ぶ

教職員の懲戒

体罰のない学校を目指して

体罰に係る懲戒処分等の推移(過去10年間)



平成14年度から平成23年度の10年間の,体罰に係る懲戒処分 等の推移を見ると、350件~500件で推移しています。

■ コラム棚を読み、同じお答えください。

さて,平成24年4月1日~平成25 年1月31日の10か月間に全国で発 生した体罰による懲戒処分及び訓 告等の件数は、どのくらいだと思いま すか。

(間1)

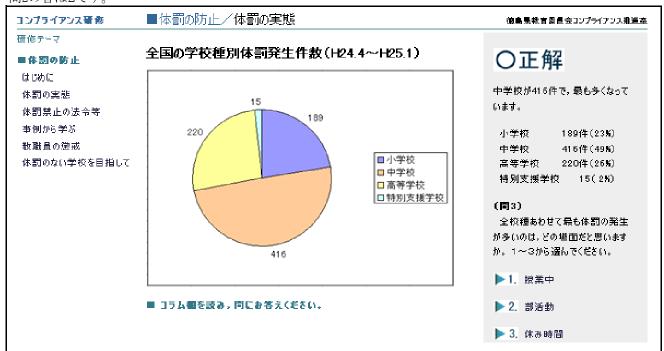
あなたの考えに最も近いものを次の 1~3から選んでください。

- ▶ 1. およそ 400件
- ▶ 2. およそ 500件
- ▶ 3。わよそ 600件

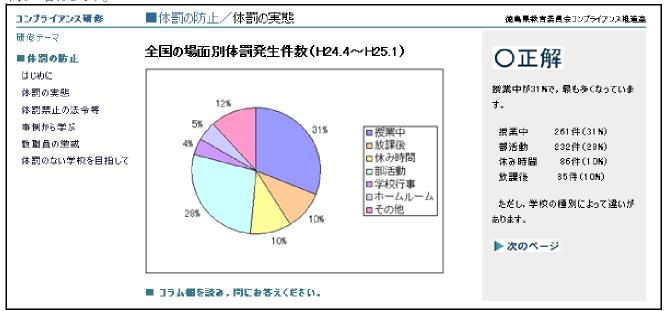
3 問1の答は3です。

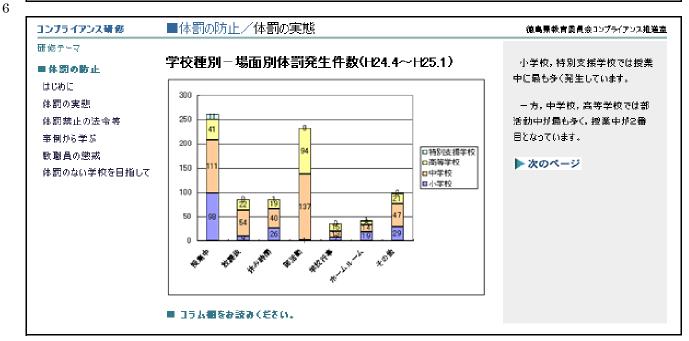
コンプライアンス研修 ■体罰の防止/体罰の実態 徳島県教育委員会コンプライアンス推進率 研修テーマ 体罰に係る懲戒処分等の推移 〇正解 ■体罰の防止 はじめに 650 平成24年度の体罰実態調査第 604 体罰の実態 600 1次報告によると、平成25年1月ま 550 体罰禁止の法令等 493 での体罰による懲戒処分等の件数 500 事例から学ぶ 450 ít. 404 数職員の懲戒 400 懲戒処分 84/4 350 体罰のない学校を目指して 訓告等 520件 300 250 604件 でした。 Ē+ 200 150 一方,処分の有無にかかわらず平 100 131 50 成24年4月から平成25年1月まで 0 の間に全国で発生した体罰の件数 H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 は、840件と発表されました。 □避戒处分□訓告等 最も体罰の発生件数が多かった 平成24年度は、平成25年1月までの10か月分ですが、過去10年 学校種別はどこだと思いますか。1 間に比べて大幅に増加しています。 ~4から選んでください。 ■ コラム棚を読み、同じお答えください。 ▶ 1. 小学校 ▶ 2. 中学校 ▶ 3. 高等学校 ▶ 4. 特別支援学校

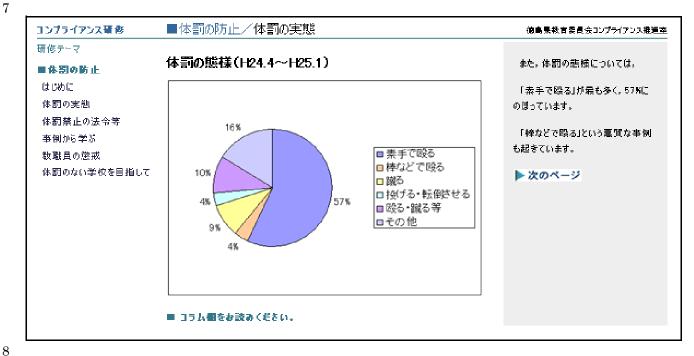
4 間2の答は2です。

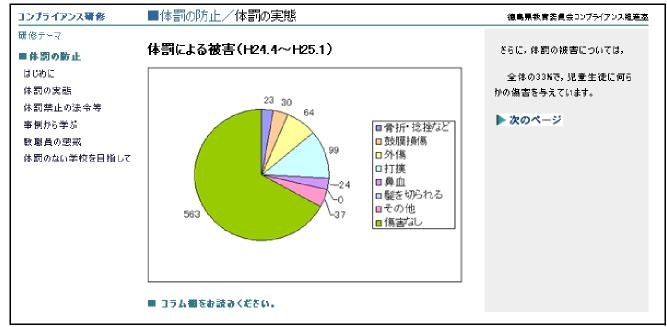


5 問3の答は1です。









■体罰の防止/体罰の実態

徳島果板官委員会コンプライアンス推選率

研修テーマ

■体質の防止

ಚಲಹದ

- 体罰の実態
- 体罰禁止の法令等
- 事例から学ぶ
- 数職員の懲戒
- 体罰のない学校を目指して

体罰による傷害事例

帰宅中の生徒が民家にいたずらをしたとして顔を殴り、耳の 鼓膜が破れる怪我を負わせた。

授業中の生徒の態度に腹を立てて、男子生徒の机をひっくり返して前備2本を折る怪我を負わせた。

部活動の指導中に男子部員の手を蹴り、右手薬指骨折の重傷を負わせた。

部活動指導中に男子生徒を蹴る体罰を加えて全治2カ月 の骨折を負わせた。

教室で生徒の態度に腹を立てた担任教諭が脚をかけて仰向けに倒し、頭蓋骨骨折と硬膜外血腫の重傷を負わせた。

集会に遅刻したことに腹を立て、十数回にわたり太腿を**蹴っ** て両足靭帯挫傷の怪我を負わせた。

■ コラム棚を読み、同じお答えください。

本文は、平成23年度に報道された体罰により傷害を負わせた事例で ま

様々な。傷害が引き起こされていることがわかります。

▶ 次のページ

10

コンプライアンス研修

■体罰の防止/体罰禁止の法令等

研修テーマ

■体罰の防止

はじめに

体罰の実態

体罰禁止の法令等

事例から学ぶ

数職員の懲戒

体罰のない学校を目指して

学校教育法

学校教育法

第11条[児童,生徒等の懲戒]

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣が定めるところにより、<u>児童、生徒及び学生に</u> <u>鉄成を加えることができる。ただし、体罰を加えることは</u> できない。

■ コラム棚を読み、同じお答えください。

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

ご承知のように体罰は学校数育 法第11条により禁止されています。

(問4)

次の1~3の行為のうち**,体罰に 当たらないもの**はどれでしょうか。

- ▶ 1. 給食の時間, ふざけていた 生徒に対し, 口頭で注意した が開かなかったため, 持っていた ボールペンを投げつけ, 生徒に 当てる。
- ▶ 2. 練習試合に遅刻した生徒を 試合に出さず、ペンチですわって見学をせる。
- ▶ 3. 放課後に、児童を数率に残留をせ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。

■体罰の防止/体罰禁止の法令等

微島県教育委員会コンプライアンス推進室

研修テーマ

■体罰の防止

はじめに

体罰の実態

体罰禁止の法令等

事例から学ぶ

数職員の懲戒

体罰のない学校を目指して

体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について

文部科学省通知(H25.3.13)

- 1 体罰の禁止及び懲戒について
- ・・・いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は、違法行為であるのみならず、<u>児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である。</u>
- 2 懲戒と体罰の区別について

(1)教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に 当たるかどうかは、・・ <u>個々の事案ごとに判断する必要が</u> <u>ある。</u>・・

(2)・・その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、 身体に対する侵害を内容とするもの(殴る、蹴る等)、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

■ コラム棚を読み、間にお答えください。

〇正解

児童生徒に加えた懲戒が、体罰 に当たるかどうかについては、平成2 5年3月13日に出された。文部科 学省からの通知に示されており。

(1)体罰に当たるかどうかは、個々の事案ごとに判断が必要 (2)懲滅の内容が身体的性質のものが体罰に該当

と述べられています。

▶ 次のページ

14

コンプライアンス研修

■体罰の防止/体罰禁止の法令等

研修テーマ

■体罰の防止

はじめに

体罰の実態

体罰禁止の法令等

事例から学ぶ

数職員の懲戒

体罰のない学校を目指して

体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について

- 3 正当防衛及び正当行為について
- (1)児童生徒の暴力行為等に対しては、<u>**毅然とした姿</u> 勢で教職員一体となって対応し**児童生徒が安心して学べる環境を確保することが必要である。</u>
- (2)児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教 **員等が防衛のためにやむを得ず**した有形力の行使は、・・ **体罰には該当しない。**また、他の児童生徒に被害を及ば すような暴力行為に対して、これを **制止したり、目前の危 険を回避したり**するためにやむを得ずした有形力の行使につ いても、同様に<u>体罰には当たらない。</u>・・・
- コラム棚を読み、同じお答えください。

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

また、正当防衛、正当行為等については、懲戒ではないため体罰には 当たらず、刑事上民事上の表めを 免れるとしています。

さらに、別紙において懲戒・体罰 等に関する参考事例が挙げられて います。

(同5)

次の1~3の行為のうち,**体罰に 当たらないもの**はどれでしょうか。

- ▶ 1. 練習に集中しない生徒に水 を飲むことを禁じ,炎天下でグ ラウンド100周を命じた。
- ▶ 2. 指導中に興奮して殴りかかってきた生徒に対して、やむを 得ず手首押をえ付けたために 打撲傷を与えた。
- 3. 校則を守らず,前髪を伸ば した生徒の同意を得ずに,髪を 切った。

14

■体罰の防止/体罰禁止の法令等 コンプライアンス研修 徳島県教育委員会コンプライアンス推進室 研修デーマ 文部科学省の通知全文 〇正解 ■体罰の防止 (#15th CT 体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底につ 生徒の暴力から身を守るための自 体罰の実態 いて(通知)の全文は, 己防衛であり、体罰には当たりませ 体罰禁止の法令等 事例から学ぶ 文部科学指示したページ 数職員の懲戒 しかし。あくまでも緊急かつやむをえ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/ 体罰のない学校を目指して ない場合だけに許される行為である。 seitoshidou/07020609.htm ことに留意してください。 に掲載されていますので参照してください。 ▶ 次のページ

■ コラム個を,お読みください。

■体罰の防止/事例から学ぶ コンプライアンス研修 徳島県教育委員会コンプライアンス推進率 研修テーマ 体罰の要因 では、体罰の亊例を通して、体罰 ■体罰の防止 に至る要因を明らかにし、再発防止 はじめに (事例1) に取り組みましょう。 体罰の実態 運動部で、顧問の男性教諭が体育館で部活動中、練習 体罰禁止の法令等 本文をお読みください。 態度などを問題にして、女子部員の顔面を膝蹴りして、鼻 事例がら学ぶ (間6) を骨折する重傷を負わせていた。 数職員の懲戒 この男性数論は、なぜ体罰を起 体罰のない学校を目指して こしたのでしょうか。次の1~3から この日の部活では他の部員数人に対しても、髪の毛を引っ 最も適するものを選んでください。 張ったり、暴言を吐くなどしている。 ▶ 1. 一時的に感情が高ぶり。カッ 同校の内部調査に男性教諭は「チームを強くさせたいー となって起こしたもの 心だった」と語ったという。 ▶ 2. 常習的に,体罰が行われて いたもの ■ コラム側を読み、同じお答えください。 ▶ 3. 不注意や。「これぐらい」とい う認識の甘をが起こしたもの

■体罰の防止/事例から学ぶ

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

研修テーマ

■体罰の防止

(#15th CT

- 体罰の実態
- 体罰禁止の法令等
- 事例から学ぶ
- 数職員の懲戒
- 体罰のない学校を目指して

体罰の要因

(事例1)

運動部で、顧問の男性教諭が体育館で部活動中、練習態度などを問題にして、女子部員の<u>額面を**膝蹴りして**。</u> 鼻を骨折する重傷を負わせていた。

この日の部活では<u>他の部員教人に対しても、髪の毛を</u> 引っ張ったり、 暴言を吐くなどしている。

同校の内部調査に男性教諭は「チームを強くさせたい一心 だった」と語ったという。

■ コラム棚を読み、間にお答えください。

〇正解

顔面を腱翻りする行為は、悪質な 体罰です。

複数の生徒にしたいて体罰・暴言 を行っていることからも、常智的に体 罰が行われていたと思われます。

▶ 次のページ

16

コンプライアンス研修

■体罰の防止/事例から学ぶ

御島県教育委員会コンプライアンス推進率

研修テーマ

■体罰の防止

はじめに

- 体罰の実態
- 体罰禁止の法令等
- 事例から学ぶ
- 数職員の懲戒
- 体罰のない学校を目指して

部活動のあり方

「・・・私は体罰に反対です。『絶対に仕返しをされない』という上下関係の構図で起きるのが体罰です。 <u>スポーツマン</u>として**恥ずべき卑怯な行為**だと思います。・・・

子供たちの成長を真剣に願うなら、殴ったり蹴ったりするのではなく、なぜ上手くいかないか、どのようにしたら上手くいくのか、一緒に悩み考え、ピントを与えるのが指導者の役目だと思います。・・・

勇気を持って<u>今の時代にあった新しい指導方法を学</u> <u>び、実践</u>していきましょう。」

元プロ野球選手 桑田 真澄 さんの手記(読売新聞)

■ コラム個をお読みくだをい。

部活動では、**勝利至上主義**から 体罰に及ぶことがしばしば見られまし

部活動はあくまで学校教育の

一貫であり、心身の健全な発達を 促すとともに、活動を通じて達成感 や、仲間との連帯感を育むことがで きるものです。

成績や結果を残すことのみに固執 せず、**教育活動として逸配することなく適切に実施**しなければなりま せん。

18

コンプライアンス研修

■体罰の防止/事例から学ぶ

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

研修テーマ

■体罰の防止

はじめに

- 体罰の実態
- 体罰禁止の法令等
- 事例から学ぶ
- 数職員の懲戒
- 体罰のない学校を目指して

体罰の要因

(事例2)

新入生を対象としたオリエンテーションで、20人近くの教員が身なりを検査し、身なりに乱れがあったとして、生徒21人を約3時間にわたり体育館のフロアで正座させた。

生徒全員が反省文を書き終わるまでの約3時間、提出する際などを除いて正座を続けさせたもので、「予想以上に反省文の完成に時間がかかった」と語っている。

■ コラム個を読み,同にお答えください。

(同7)

20人もの数負が,なぜ,体罰を起こしたのでしょうか。次の1~3から最も通するものを選んで(ださい。

- ▶ 1. 一時的に感情が高がり、カッとなって起こしたもの
- ▶ 2. 常智的に,体罰が行われて いたもの
- ▶ 3. 不注意や、「これぐらい」という認識の甘さが起こしたもの

徳島県教育委員会コンプライアンス推進率

問7の答は3です。

コンプライアンス研修 ■体罰の防止/事例から学ぶ

研修テーマ

■体罰の防止

はじめに

体罰の実態

体罰禁止の法令等

事例から学ぶ

数職員の懲戒

体罰のない学校を目指して

体罰の要因

(事例2)

新入生を対象としたオリエンテーションで、20人近くの教 <u>負が</u>身なりを検査し、身なりに乱れがあったとして、生徒21 人を約3時間にわたり 体育館のフロアに正座させた。

生徒全員が反省文を書き終わるまでの約3時間,提出する際などを除いて正座を続けさせたもので,「予想以上に反省文の完成に時間がかかった」と語っている。

■ コラム御をお読みくだをい。

○正解

多くの教員が関わっているにもかかわらず、このような長時間の正座が体罰であると気がつかなかったことは、認識が甘いと言わざるをえません。

「児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって 保持をせる等)に当たると判断された場合は、体罰に該当」します。(文科省通知)

■体罰の防止/教職員の懲戒

徳島県教育委員会コンプライアンス推進率

研修テーマ

■体罰の防止

(#15MC)

体罰の実態

体罰禁止の法令等

事例から学ぶ

数職員の懲戒

体罰のない学校を目指して

事例から学ぶ体罰等の処分

次の3つの事例をお読みください

(事例3) A教諭は、授業中や清掃中、まじめに取り組めていない生徒に対して、膝で蹴ったり、腹を叩いたりするなどの体罰を繰り返していた。けがをする生徒もいたが、<u>けがの</u>程度は軽かったので処分を受けても「停職」になることはない。

(事例4) B教諭は、部活動の練習中、生徒が熱心に取り組めていない時に、気合いを入れるため、頻繁に生徒の類を軽く叩いていた。 <u>けがをすることはなく、生徒、保護者とも納得</u>しているので <u>「滅給」などの処分を受けることは</u>ない。

(事例5) ○教論は、部活動の練習中、女生徒に「お前はバカだから」「心の中が腐っている」など頻繁に叱責をしていた。<u>手を出すことはなかった</u>ので、「<u>或告」などの処分を</u>受けることはない。

■ コラム棚をお読みくだをい。

体罰等が明らかになった場合、数 員等に懲戒等の処分が課せられる ことがあります。

「執職員の懲滅処分の指針」(徳島県教育委員会)では、具体的な処分重定については、「**標準的な処分量定」を基本として**その非違行為の状況、動機、態様、被害の程度、過失の度合い、職義、信用失墜の度合い、を6には、日頃の勤務態度、処分歴、反省の度合い等を勘案し**總合的に刊断される**ことになっています。

本文中の3つの事例の考え方は, 正しいでしょうか。

ここでは、正解を示す前に「標準 的な処分量定」について、確認して いきたいと思います。

▶ 次のページ

20

コンフライアンス研修 ■体罰の防止/教職員の懲戒

研修テーマ

■体罰の防止

はじめに

体罰の実態

体罰禁止の法令等

事例から学ぶ

数職員の懲戒

体罰のない学校を目指して

標準的な処分量定

非違行為等の分類・具体例		懲戒
2 体罰等	(1) 体罰により児童生徒を死亡をせ、 又は児童生徒に重大な後途症が残る傷 吉を負わせた教職員	
	(2) 体罰により、児童生徒に傷害を負わせ た数職員	
	(3) 児童生徒に、上記以外の体罰をした 数職員	
	(4) 梅蔑的な言動により児童生徒に著し い精神的苦痛を負わせた場合	

徳島県教育委員会の「教職員の懲戒処分の指針」は、教職員が地方公務員として遵守すべき法令等に違反した場合の責任を明確化し、教職員の不祥事を未然に防止するための抑止力となることを目的として策定されました。

■ コラム棚を読み,同じお答えください。

彼島県教育委員会コンプライアンス推進室

実際の処分は個々の事案に応じて総合的に判断されますが、ここでは、同指針の別表「標準的な処分 量定」の中の体罰に関する部分を確認しましょう。

(周8)

左表の(1)(2)(3)の懲戒は次のど れがあてはまるでしょうか? また、(4)はどうなるでしょう?

- ▶ 1. 免職,又は停職
- **▶ 2.** 停職, 滅給, 戒告のいずれか
- 3. 滅給,又は戒告

間8は処分量定を問う問題で、答は次のようになります。 ■体罰の防止/教職員の懲戒 コンプライアンス研修 御島県教育委員会コンプライアンス推選率 研修テーマ 標準的な処分量定 実際には、この処分量定を基本 ■体罰の防止 に、個々の事業ごとに容観的に判 非違行為等の分類・具体例 懲戒 (#13hC) 断されますが、前述の(事例3)~ (1) 体罰により児童生徒を死亡させ、又は 体罰の実態 免職 又は (事例5)の考え方は、**すべて誤り** 児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負 体罰禁止の法令等 停雕 です。 わせた数職員 事例がは業器 (2) 体罰により、児童生徒に傷害を負わせ 停職.瀕給.戒 (事例3)傷害を負わせたときは停 教職員の懲戒 た軟職員 告のいずれか **職になる可能性**があります。 体罰のない学校を目指して 2 体罰等 (3) 児童生徒に、上記以外の体罰をした 測給 又は (事例4)傷害を負わせな(ても謎 数職員 戒告 給などの処分を受ける可能性が 体罰の量定 あります。また,体罰に当たるかどう (4) 偏蔑的な言動により児童生徒に に準じて取り 著しい精神的苦痛を負わせた場合 がは、生徒や保護者の了解の有 扱う 無には関係なく, 総合的, 容観的 に判断されます。 ■ コラム個を、お読みくだをい。 (事例5)身体的なものだけでなく。 暴言や嘲笑など**言葉の暴力**も人

22

■体罰の防止/体罰のない学校を目指して コンプライアンス研修

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

権を侵す行為であり、滅告などの 要或を受ける可能性があります。

研修テーマ

■体罰の防止

はじめに

体罰の実態

体罰禁止の法令等

事例から学ぶ

数職員の懲戒

体罰のない学校を目指して

どこに問題があるのでしょう?

(事例6)

新任3年目のC教諭は、本年度、新しいクラスを担任した が、4月以来、授業中落ち着きがなく、まじめに授業を受け たいという生徒の保護者からの苦情が寄せられていた。

また、別の保護者からはC教諭の指導が甘いという声も 聞かれたため,ある日,授業中騒いでいた生徒数人を 廊 下に引きずり出し、正座させた上で頭を強く叩き、反省を促 した。

指導の成果が上がらず「あせり」を感じ、体罰に及んでしまったようで す。どこに問題があるのでしょう?

■ コラム御を、お読みくだをい。

(本文からお読みください。)

▶ 次のページ

問題点は、2つあると考えられま す。

- (1) 力に頼らない「**喜の指導力」** が不足している。
- (2) 管理職や仲間のサポート。学 校全体の「組織的な生徒指 **準体制**]が不十分である。

■体罰の防止/体罰のない学校を目指して

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

研修テーマ

■体罰の防止

(#1586)E

- 体罰の実態
- 体罰禁止の法令等
- 事例节6学器
- 教職員の懲戒
- 体罰のない学校を目指して

愛のムチは必要?

(事例7)

ある保護者から家庭訪問の際に、「口で言っても分からない者には、<u>身体で分からせるしかないですよね。</u>自分も生徒のとき先生に叩かれて、『世の中には、してもいいことと、してはいけないことがある』ことに気がついた覚えがあります。もちるん、その先生には今でも感謝しています。

だから、うちの子が悪いことをしたら、**どんどん叩いてもらっ** <u>てかまいません。</u>先生や学校を訴えたりしませんから 遠慮せずにお願いします。」と言われた。

今でも社会の一部に、「信頼関係があれば、体罰は許される。」という「体罰容認論」や「『愛のムチ』肯定論」が根強、残っています。でも、本当に、「愛のムチ」などというものが必要なのでしょうか。

■ コラム御を、お読みください。

(木文やらわ時みくだちい)

体罰を受けた子どもは心に**値を** 受けるとともに、暴力に従うことだけ を学んだり、教師から心が離れ指 挙が困難になったりします。

さらに、**周りにいる子どもたちに** も**恐怖心や精神的なショックを及 は**すこともあります。

「愛の太チ」などは必要ないのです。真剣に子どもと向き合い、粘り 強く分からせる「真の指導力」こそ が必要なのです。

▶ 次のページ

24

コンプライアンス研修

■体罰の防止/体罰のない学校を目指して

研修テーマ

■体罰の防止

ಚಲಹದ

体罰の実態

体罰禁止の法令等

事例から学ぶ

数職員の懲戒

体罰のない学校を目指して

体罰をしてしまった!

(事例8)

授業中、ふざけて授業妨害をする児童を指導する際、態度が悪かったので、頭を叩いたところ児童はおとなしくなったが、帰りの会でもふさぎ込んでいるように見えたので、その日の夜、家庭訪問をして保護者に事情を話し、<u>体罰を行ったことを謝罪した。</u>

保護者は「うちの子が悪かったのだから」と理解を示し、児童もすっかり元気になっていたので、これで解決したと思い、管理**感には報告しなかった。**

ところが、その後、同じクラスの別の児童の保護者から教育委員会に「<u>体罰があるのに、隠蔽しているのではない</u>か。」という通報があった。

どこに問題があったのでしょう?

■ コラム御をお読みくだをい。

徳島景教育委員会コンプライアンス推進率

(本文からお読み(ださい)

体罰防止は学校全体の問題です。体罰をしてしまったときや、体罰をしてしまったときは、早い虚を見たり開いたりしたときは、早い虚**隔で管理難に報告**しなければなりません。

この事例のように一人で抱え込んでしまうと、かえって問題を大きくして しまいます。

■体罰の防止/体罰のない学校を目指して

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

研修テーマ

■体罰の防止

はじめに

- 体罰の実態
- 体罰禁止の法令等
- 事例が6学ぶ
- 教職員の懲戒
- 体罰のない学校を目指して



学校から、全ての体罰をなくしましょう

これまで見てきたように、体罰に至る要因には (1)一時的な感情、②常習性、③認識の甘さなどがあり、

その背景には、

(a)指導力不足、(b)勝利至上主義、(c)体罰容認論などがあることがわかりました。

私たちは、これらを克服し、一<u>日も早く、すべての学校</u> から体罰をなくさなければなりません。

体罰防止は<u>学校全体の問題</u>であることを認識し、教職負がお互いに支え合う<u>「組織的生徒指導体制づくり」</u>や<u>「風通しのよい職場環境づくり」</u>を進めることが大事です。

また、校内に児童生徒や保護者からの<u>「体罰等相談窓口」</u>を設けることも必要です。

これで「体罰の防止」研修を終わ ります。お疲れ様でした。

今後、校内の全体研修、ゲループ 研修にも取り組んでください。

体罰に関する研修資料は

「コンプライアンスハンドブック」p20-21,「コンプライアンスハンドブック ケ - ス集 Jp12-16,「コンプライアンスハ ンドブック ケース集 I Jp8.p23-24.p33,「コンプライアンスハンドブック ケース集 II Jp23-28, p32, p37 に掲載していますので、御利用くださ

研修アンケートに御協力をお願い します。

■ コラム棚をお読みください。